

資格・総合



熊谷真澄氏

街の不動産トラブルを解決する

26

調停人候補者紹介

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。（一社）日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものは「一部ではあります」が、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことがでるでしょう。ここで、そのような街の不動産業者（調停人候補者）の方々の声を紹介します。

トラブルにおいては、お客様から「〇〇だと思わなかつた」「聞いてない」「理解できなかつた」「初めてのことだから分からぬ」という言葉が多く聞きます。打ち合わせ時に記録を作成し署名捺印を頂いても、書面を手にして、聞いてないと平然とおっしゃる方もおられます。証拠提示しても、説明不足を理由に減額やサービスを求めてくる方

トラブルにおいては、お客様より知識があり、優位な立場にあります。しかし消費者との間違った、偏った考え方を信じ込み、一方的に決め付け、主張していく方もいらっしゃるのです。購入し、住み続けるのはお客様です。初めてだからと責任から逃れず、理解する努力をし、正しい知識を付けてもらいたいと考えています。

私が調停人候補者となつたきっかけですが、小さなトラブルを抱えている時期があり、精神的に参つて通院していくことがあります。このよ

宅建設者はプロとして、お客様より知識があり、優位な立場にあります。しかし消費者との間違った、偏った考え方を信じ込み、一方的に決め付け、主張していく方もいらっしゃるのです。購入し、住み続けるのはお客様です。初めてだからと責任から逃れず、理解する努力をし、正しい知識を付けてもらいたいと考えています。

【調停人候補者】

熊谷 真澄 氏

S-concept株式会社 取締役 (埼玉県鶴ヶ島市)

者機関に頼らうと考えたときには、既に歩み寄るひじきの状態ではないこともあります。だから、手遅れになる前に、ADRという制度を検討してもらえるよう、今までよりも、案件が回りてくれる回数は限られているかもしません。だからこそ、現在私のできることは、トラブルで悩む人にADR調停人といつ制度を広めることです。だからこそ、両者の和解の懸け橋になり、私のように悩んでいる人たちを助ける人たちは助けたいと強く思いました。

ADRは双方が歩み寄つて紛争を解決する意思があることが前提ですが、第三

保有資格等＝宅地建物取引士・競売不動産取扱主任者・賃貸不動産経営管理士他。

うなど少し、両者の意見を平等に見聞きして和解できるよう促してくれる人や相手の主張を落ち着いて聞いてくれる人、私の気持ちをちゃんと伝えてくれる人がいたらどんなにいいか、と四六時中考えていました。

「一方的に悪い」はない

そんなとき、日本不動産仲裁機構HPで調停人を知ったのです。自然と調停人になるにはどうしたらいいか？ と調べていました。トラブルは片方のみが完全に一方的に悪いということは稀だと私は考えていました。だからこそ、現在私のできることは、トラブルで悩む調停人一人ひとりが制度を広める努力をしなければならないと考えています。



わだかまりなく解決しよう